

条例改正案	事務局 素案
<p>第2条 (定義) <u>(8)地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校及びその他の団体を構成員とし、地域一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。</u></p>	<p>第2条 (定義) (8)地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の<u>住民、市民公益活動団体、事業者、学校及びその他の多様な主体が構成員となり、地域一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。</u></p>
<p>【新設】 第〇〇条 (地域自治協議会) 市民は、地域の課題解決を図り、地域一体となって住みよい地域をつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。 2 地域自治協議会は、当該地区のすべての市民に開かれたものとし、民主的に地域における地域づくりを進めるものとする。 3 地域自治協議会は、当該地区の市民の意見を集約したうえで、地域づくりの目標や活動方針等を定めた地域自治計画に基づき、地域づくりを進めるものとする。 4 市は、地域自治協議会が進める地域づくりに対して、必要な支援を行うものとする。 5 市は、地域自治協議会との協議により、市が行っている事務事業の一部を地域自治協議会に委ねることができる。</p>	<p>【条例追記】 (地域自治協議会の役割) <u>第6条の2</u> 市民は、地域の課題解決や地域一体となる住民自治を推進に努めるものとする。 <u>その推進にあたり、市民は市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。</u></p> <p>⇒<u>地域自治協議会に関する要綱</u> (趣旨) 第1条 この要綱は、市民と行政の協働による地域づくりと地域の課題解決や地域一体となる住民自治を推進することを目的とした地域自治協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 協議会の設置は、原則1小学校区に1団体とし市長の認定を受けて協議会を設置することができる。 (設置要件) 第3条 この要綱において、協議会とは、次の各号に掲げる要件を備えた団体をいう。 (1)団体の運営を公正かつ円滑に行うために規約を定めていること。 (2) 政治、宗教、営利を目的とした活動を行っていないこと。 (3) . . .</p>

	<p>(届出)</p> <p>第4条 協議会を設立しようとする団体は、自治協議会設立届(様式第 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>(1) 協議会構成員名簿(様式第 号)</p> <p>(2) 協議会規約</p> <p>(3) 設立に関する議事録</p> <p style="text-align: right;">・・・詳細</p>
<p>【現行条例】</p> <p>(市政への参画の機会等)</p> <p>第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程のすべてにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、<u>市民、市民公益活動団体及び事業者が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。</u></p> <p>(2) 市民、市民公益活動団体及び事業者からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。</p>	<p>⇒<u>奈良市市民提案制度に関する要綱</u></p> <p>(市民提案制度)</p> <p>第 条 <u>市は、市民との市民参画及び協働によるまちづくり又は市政運営に市民の意見等を反映させることを目的として、市民が意見又は提言を市長に提出し、それに対し市の考え方を公表する制度を設けるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">・・・詳細</p>
<p>【現行条例】</p> <p>(市民公益団体活動団体の役割)</p> <p>第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>⇒<u>奈良市市民公益活動団体の登録に関する規則</u></p> <p>(市民公益活動団体の登録等)</p> <p>第 条 市民公益活動団体は、前条の参入機会を得ようとする場合は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、市民公益活動団体の登録を受けなければならない。この場合においては、当該市民公益活動団体には、代表者を含め役員を○人以上置くものとする。</p> <p>(1) 規約又は会則(以下「規約等」という。)</p>

	<p>(2) 役員名簿 (3) 会員名簿</p> <p>2 前項第1号の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 設置目的 (2) 団体の名称 (3) 市民公益活動の内容（その活動に係る事業の内容を含む。） (4) 事務所又は活動の拠点の所在地 (5) 役員及び会員に関する事項 (6) 会計に関する事項 (7) その他団体の運営に関する事項</p> <p>3 市長は第1項の申請が市民公益活動団体の要件に適合すると認めるときは、当該団体を登録し、その申請の内容について公開するものとする。</p> <p>4 前項の規定により登録された市民公益活動団体は、申請者又は添付書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>5 市長は第3項の規定により登録された市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。</p> <p>(1) 第2条第6項ただし書きに規定する活動を行ったとき。 (2) . . . . . 詳細</p>
<p>説明責任 第三評価 基金運用 等</p>	<p>⇒<u>奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例施行規則</u> (説明責任)</p> <p>第 条 登録された市民公益活動団体は、市民公益活動事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するほか、当該事業への支援が行われている間、毎年度当該団体の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>2 市長は前項の報告を受けたときはその内容を公開しなければならない。 . . . . . 詳細</p>